

平成 17 年第 4 回経済財政諮問会議議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2005 年 2 月 28 日(月) 18:30～19:28
2. 場 所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	細田 博之	内閣官房長官
同	竹中 平蔵	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	麻生 太郎	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	中川 昭一	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 公務員の総人件費削減について
 - (2) 政策金融改革について
3. 閉 会

(説明資料)

- 公務員の総人件費の削減に向けて (有識者議員提出資料)
- 麻生議員提出資料
- 政策金融機関の統廃合に向けて (有識者議員提出資料)

(配付資料)

- 政策金融の抜本的改革に関する基本方針 (平成 14 年 10 月 7 日 経済財政諮問会議)
- 政策金融改革について (平成 14 年 12 月 13 日 経済財政諮問会議)

(概要)

○公務員の総人件費削減について

(奥田議員) それでは、お手元の「公務員の総人件費の削減に向けて」について説明する。民間企業では国際的な競争力の維持のために、総人件費を抑制せざるを得ない状況である。国、それから地方自治体においても、これまで公務員の定員削減や、あるいは給与水準の是正等を進めていただいているが、国家公務員の総人件費は、定員を総務省、給与を人事院が管轄しているということもあって、全体としての効率化が進みにくく、地方公務員の人件費もまだ効率化の余地が大きいのではないかと考えている。財政再建に向けて、また、効率的な小さな政府を目指し、具体的な目標を掲げて、より一層取り組む必要があるのではないかと考えている。

本日は公務員の定員削減、それから国家公務員の給与の見直し、地方公務員の給与の見直しの3点について御提案をさせていただきたい。

第1番目に公務員の定員削減であるが、国は新行革大綱において、5年で10%以上の定員削減計画を策定する方針であり、地方自治体でも、毎年1万人程度の削減努力を行っているが、これをさらに一步進める必要があると考える。特に、国の定員削減計画は、増員についての縛りがないので、新たに純減目標を掲げて、増員の必要性に関する厳格な精査や大胆な再配置を通じて一層の純減を確保すべきである。また地方も同様の取り組みを行うべきであると考えている。

この際、地方支分部局についても一段の見直しが必要なので、総務省においては、平成18年度の取組方針について諮問会議に報告いただくとともに、残る業務についても、市場化テストの対象とすることを御検討いただきたい。

さらに総務省は、地方自治体における市場化テスト等の取組状況、あるいは合併による合理化効果を評価できるように情報開示をすべきであると考えている。

第2番目は、国家公務員の給与の見直しである。人事院では、地方に勤務する国家公務員の給与水準を含めて、民間企業の状況をより精緻に反映した給与制度の抜本的見直しを検討中ということを知っているが、ぜひその方向で進めていただきたいと思う。併せて、別紙に示してある30種類の特殊勤務手当について、その必要性や水準をゼロベースで見直すべきであると思う。また、一般職国家公務員以外の公務員や独立行政法人、あるいは国立大学法人の人件費についても見直しを進めていく必要があると考えている。

第3番目は、地方公務員の給与の見直しである。現在、給与水準を測る指標として使用されているラスパイレス指数でみると、国と地方の公務員の給与格差は小さくなっているが、地方における官民格差は縮小していないのではないかと指摘がある。各人事委員会でも官民較差率を算定しているが、人事院の地域別官民較差率ほどの差が出ていない、さらには国と各地方の官民較差率の差もあまり見られない状況であり、実態が正確に反映されているかどうかを十分検討する必要がある。

まず、地方における官民の給与格差の算定方法を明らかにして、実態がより反映されるような勧告のあり方に改革すべきであると考えている。

また、給与水準が一段と高い技能労務職の給与や各種手当の見直しや、職務の内容に比して給与の等級づけの高い、いわゆる「わたり」の是正についても進めていくべきであると思う。

総務省には、平成16年10月から「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」において、これは平成17年度中に終わるということになっているが、地方公務員の給与の実態把握、あるいは情報公開と、官民の格差や国と地方の格差の適切な把握等について御検討いただき、ぜひとも地方公務員の給与決定の適切な考え方等を示していただきたいと思う。

(麻生議員) それでは、今の民間議員からの意見に対する反論を含めて、提出資料を御参考にさせていただきながら発言をさせていただきたい。

1ページ目の棒グラフ(人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較)について、一番下のところが中央政府職員。中央政府職員はドイツとほぼ同じ2.8人であり、加えて、これに政府企業や地方の政府、軍人や、国防等を全部加えた公的部門を比べても、G5の諸国中では最小という事実をまず頭に入れておいていただきたい。

2ページ、GDPの中に占める一般政府、いわゆる中央政府+地方政府の人件費の割合も6.8%でG5諸国中最小と、諸外国と比較しても極めて小さな政府を人件

費の上でも実現している。

3 ページ目、国の予算に占める総人件費の割合を見ると、昭和 40 年度から平成 17 年度の推移を見ていただくとわかるように、独立行政法人化や、定員削減などの政府のスリム化、人事院勧告を踏まえた給与の適正化などによって、基本的には低下の傾向を示している。全体を通じて、大胆な再配置等を通じてこういったものを進めていくのだと思うが、5 年間で 10%以上、年率 2%の定員削減は、従来の削減目標をほぼ倍増ということになるという点では極めて厳しい目標で、この目標の達成に向けて、この夏に定員削減計画を改定する予定である。

純減という話が出たが、これは治安とか、安心とか安全とか、警察官に対するいろんなものを含めて、公安、入国管理、植物防疫官、麻薬取締官等々、これらの需要に対して適切に増員する必要があるので、その増員はどれくらいするという判断はしないで、あらかじめ純減目標だけ設定するということはできない。これをやられた場合には、各省一律ということになると、今年みたいな片方は増やして、片方減らしてというメリハリが全然つかないことになると思っている。

残る 33 万人についても、これはいろんな意味で治安の回復等々いろいろやっている最中である。いずれにしても、今年の削減率は過去最高であり、これだけ大幅にやったと言っていることに関して、民間ではもっとできるという意見があると思うが、これは不採算部門だからといって切り捨てることができないところが一番難しい。民間のリストラと同じようには論じられないところだと思っている。

続いて、地方支分部局については、平成 17 年度の減量・効率化方針をとりまとめたところであり、この方針の改定に向けて、基本的には減量・効率化の考えを今後とも続けていきたいと思っている。

地方公務員の定員については、4 ページ目で地方公務員の総数、308 万 3,597 人と出ているが、これは教員など教育分野が約 4 割、警察・消防で約 1 割強、福祉分野、病院、水道、公営企業等々、国が法令で配置基準を定めたりしている部分、サービス部門に直結している部門等々を含めると全部で約 8 割。そうするとその他一般行政部門は残り 2 割、20.8%、約 64 万人に過ぎないということも頭に入れておいていただきたい。これは数値目標を定めて計画をつくって、そして定員の抑制を図るように要請しており、もちろん、都道府県や市町村で違いは出てくると思うが、これまででも平成 7 年以降 10 年連続純減している。累計で約 19 万 8,800 人の純減ということになっている。

5 ページについて、地方公共団体の年齢別の職員構成を見ると、50 代のいわゆる団塊の世代という大きな山がここにある。今後この世代が大量退職をすることになるので、この世代が退職していくのをどうやって同じような人数を補充しないで抑え込んで、職員数の抑制に取り組む必要があるということだと思っている。そして市町村合併やアウトソーシングの効果はもちろん考えなければいけないところだが、新しい数値目標を調べて、そこに進んでいかなければならないと思っている。私の資料に関する説明を含めて言わせていただければ、そういうところだと思っている。

もう 1 点、地方公務員については、ラスパイレス指数は評価をいただいたようであるけれども、私どもは特殊勤務手当については昨年 6 月に調査した上で昨年の 12 月に発表している。そのおかげで、大阪市あたりいろいろ今出ている最中であるのは御存じのとおりで、いわゆる民主主義、議会制民主主義、いろんな意味でこのようなものが健全に作動していると思って頑張っているところだと思う。ほかのところでも似たような例は幾つもあると思っているので、技能労務職の給与や、いわゆ

る「わたり」の話、こういった点に関しても困難な面はあるが、今後とも助言をやっていかなければいけないところだと思っている。

民間給与との差については、これは人事院の話も避けて通れないところなので、ここの話とうまく関連させていただいて話をさせていただかなければいけない。民間議員の方々の2ページ目のところに、「人事院」という言葉が出ているが、この人事院のところはなかなか難しい問題であり、私どもとしては、この人事院に触るとするのはとてもできる立場にもないので、こういった点についても十分検討いただいている話し合いをさせていただかないといけないところだろうと思っている。少なくとも、今回の大阪市の例を見るまでもなく、議会や住民の監視というものが非常に大きな効果を上げたということは、本間議員がおっしゃったとおりなので、私どももこういったところが、いい意味で、この種の影響が出てくることを期待している。

(吉川議員) 我々の問題意識を再度説明した上で意見を述べる。財政赤字の解消や財政再建という大きな目標がある中で、公共投資や社会保障について見直しているのだが、政府支出の中でかなり大きい人件費についても、見直すべきところは見直すということに尽きる。それに対して、麻生議員提出資料の国際比較の項目を拝見すると、国際比較をすると見直す余地はもうないともとれるが、それは必ずしも正しくない。例えば、資料1ページ目の国際比較について、人口1,000人当たりでみた公的部門の職員数は、アメリカと日本ではアメリカの方が大きい。これについては、アメリカでは自治体数が多いとか、面積が関係しているのではないか。日本とアメリカの面積の違いというのが、例えば治安維持等をとっても、職員数の違いに反映しているということ。資料1ページ目と2ページ目にある、日本とイギリスの図を合わせると、少なくともイギリスと比べると1人当たりの賃金水準は、かなり日本の方が高いということはこのグラフは意味している。やはり色々な問題が、日本の場合はあると思う。麻生議員提出資料は必ずしも日本で改善の余地なしということの意味しているわけではない。国際比較は非常に大切なことで、こうした事実についてよく認識した上で、財政の現状からすると大きなシェアを占めている人件費について、おかしなところがあれば見直すべきだ、また見直す余地があるというのが我々の認識である。その点については、幾つか具体例を麻生議員も出されたので、我々と大きな認識の違いはない。我々としては、さらに踏み込んで、どこに改善の余地があるのかということを見極める必要があると考えているわけで、その点について、総務省もさらに踏み込んで、情報開示やリーダーシップを発揮していただきたいと考えている。

先ほど麻生議員から、純減目標を掲げると、メリハリをつけられなくなるという御発言があったが、必ずしもそうではないと我々は考えている。公務員でも増やさなければならぬところは当然増やす。もとより我々も同感である。しかし、減らしても良いのではないかと考えられるところは、減らす。前者と後者の差が純減である。我々としては、増やすべきところはメリハリをつけて増やし、減らす方もメリハリをつけて減らす。増やすところと減らすところをどの程度で実行するのかは、引き算をしたマクロの純減目標を掲げて、増やすところ減らすところのつじつまを合わせる。ただし、内訳については、もとより内容でメリハリをつける。したがって、純減目標とメリハリということは矛盾する目標ではないと考えている。

(麻生議員) 形の上では吉川議員がおっしゃるとおりと思う。しかし現実問題、その査定をする立場にいと、今の話はすごく難しい話で、なぜ法務省だけこんなに増やすのかという話になる。例えば、刑務所の看守の増加の一方で他の部分を削減す

ると、こちらを増やしたために自分達の職場が削減されたという話になり、各省一律何%という削減率にしてくれという話になる。

(吉川議員) だからこそ純減目標が必要ではないかと考えている。減らされるところは、純減目標がなくても常に文句を言う。一方で増やすところがあるにもかかわらず、減らすところがあれば、純減目標があるなしにかかわらず、減らすところは必ず文句を言うと思う。

(麻生議員) 減らすところは必ず文句を言う。それはいつの時代でも民間でも同じこと。

(吉川議員) それが道理だと思う。

(麻生議員) これは全く同じだと思うが、純減の方針が先に決められ、それから純減量を決められて、どこを増やすかは決めていないわけだから、増やすところが後から決まってくる。増やすところは、例えば法務省を増やさなければいけないとか、入管を増やさなければいけないとか、警察も増やさなければいけない、色々な意味で増やす。そうすると、増やした分だけ一方で純減目標に合わせて減らしていくわけだから、5年で10%削減という目標を決めているが、あわせて純減を決められると、増える分が決まっていない中で純減だけ決められてしまう。

(吉川議員) そのような複雑な話ではなく、増やすところ、減らすところのメリハリをつけて増減する。それを差し引きしたマクロの純減目標は一方に置いておく。マクロの純減目標を一方でにらみながら、増やすところ、減らすところは同時にメリハリをつけて決めるのが自然なことで、どっちが先、どっちが後という話ではなく、増やすところ、減らすところ、社会の必要性の変化に応じて、それを一気に決める。しかしネットの目標を掲げておいた方が財政再建の目的からしても良いということである。複雑な話ではないと思う。

(麻生議員) 純減目標というのは、片方を増やして、片方を減らすことによって、トータルでマイナスになれば良いという話で、そのマイナスだけを先に決めるというわけでしょう。

(吉川議員) はい。ただし、それは全体で。どこで純減というのではない。それぞれの部署で純減になることを初めに決めるということではなく、全体の純減である。メリハリというのは、あくまでもそれぞれの部署あるいは部門で、ここは増やすが、ここは減らすということ。

(麻生議員) これは、役所によってかなり差がついてくることを覚悟した上でやる。物理的にできるか。

(吉川議員) メリハリをつけるということは、でこぼこが出るということ。

(麻生議員) 今年は、その意味ではかなりメリハリがついたと思っている。今回やろうとしている5年で10%ということは、年に約2%だから倍近くのことをやろうということになる。トータルで、削減が5年で10%という話だが、この上純減目標を決められると難しい。

(本間議員) 人事院を含めた政府の中における人件費あるいは定数管理が、今の現状から考えると、体制的に時代後れになっているのだろうと思う。それは各部署がそれぞれの所掌という狭い範囲の中で、例えば、定数を全体で見ようとする、各省庁の適正な人事配置というものがあって、その中で削減と増やす部分を組み合わせなければいけないのに、総務省は、従来の継ぎはぎを部分的にやっている。しかも、定数は総務省でやり、賃金単価は人事院でやっている。それも国準拠、民間準拠という非常にあいまいな形でルール化されている。したがって、例えば民間準拠という時に、ライパレス指数の計算が古色蒼然と、従業員数100人以上の企

業で比較するという形になっていて、民間は職種の内容が変わったり、リストラしているのに、単に形式的に同じような業務のところを取り出して計算をしている。我々は今のままでやるからあとは政府の判断だ、これが不適切であれば政治判断をしてください、ILOで判断してください、こういう無責任な体制になっているだろうと思う。したがって、政府がこの問題に関してどのようにコーディネーションをしていくか、ここはしっかりとした体制づくりを人事院も含めてやっていく必要があるというのが第1点。

もう1点は、麻生議員提出資料の1ページ、2ページについて、絶対レベルという点で単純にこの図を読むと、日本の公共部門というのは一見すると効率的な感じがするが、例えば、1ページ目のグラフでは日本と英国を比較して職員数は英国が倍以上あるのだが、日本と英国の人件費総額では、英国が10%ぐらいしか高くない。単価が、日本は非常に高いということ。しかもIMDの公務員の生産性で比較すると、イギリスは10位で日本は37位。民間の高い生産性の賃金体系に、政府が準ずるという形で形式的に合わせているから、生産性と賃金のギャップが生まれているのである。このところをどのように考えるかということもあるので、先ほども提案させていただいたが、人事院も含めて、広い意味での協議の場を考えていく必要があるというのが、私どもの問題意識の背景にある。

(牛尾議員) 財政再建の観点から、奥田議員がおっしゃったとおり、総人件費削減は避けて通れない経営アイテムである。麻生議員のお話だとほとんど不可能かなという印象も持つが、人件費管理がうまくいっているのに、なぜ財政赤字になるのか、そのどこかに放漫なものがあるのだろう。この数字以外に数多くの人件費的な出費や行政もどきみたいなお金が出ているのであればそれらを探らないと、これだけの赤字になるはずがなく、この表のようにちゃんとやっていけば、公務員人件費など全部すっきりといっているはずなのに、結果としては膨大な赤字になっている。これは麻生議員の資料の表にもかかわらず、人件費は削減しなければならない。ただ、人件費の範囲をどう考えるかなどは相当詳しくやらないといけない。公団、独立法人、特会など全てを含めた人件費が下がると、結果としてどこかがしぼんでくることも考えられる。そうした準備が必要であり、むしろ専門である麻生議員からどうしたらそうした削減ができるのか、第二の表が出るというと思う。ぜひ、次回はそういう表をつくっていただきたい。

(麻生議員) 3ページの「国の一般会計に占める総人件費の割合の推移」は、そのために出したのだが、人件費の割合はかつての約21%から約9.6%まで下がっているという事実は、それなりの努力はなされている値だと思う。会社で言えば売上高に占める人件費の話であり、少なくとも昭和40年度から3分の2程度は縮小されていることをある程度頭に入れておいていただきたい。

また、人事院について触れることは大変な話であり、独立しているため、なかなか話もできないことははっきりしている。加えて、公務員のスト権の話に関わるものとして憲法上ある程度保障されている組織でもあるため、どうこうするという話はなかなか難しい。民間議員の資料にも人事院についての記載があるので、十分御認識の上だと思うが、ある程度の限界があり、人事院の規則等に対してはなかなか言いにくいというのが率直なところである。

(上田財務副大臣) 公務員の定員については、厳しい財政事情の中で、財務省としても総人件費を抑制していかなければならないとの立場に立っており、そうしたことから5年間で10%という定員削減計画が出てきたのだろう。純減の目標設定については省庁ごとの純減目標を設定するという認識、イメージを持っており、そうなる

と非常に要請の高い治安、司法関係などではメリハリが付けにくいと思っていたが、今の話だと、必ずしも省庁ごとの目標設定ということではないとも理解でき、今後どういう方法があるのか、総務省ともよく相談し、検討しなければならない。

給与について何点か指摘をいただき、特に民間賃金の低い地域の公務員給与が非常に高いのは問題であるといったことについて、地域の民間賃金が的確に反映されるような見直しが必要だとは思う。人事院で今、こうしたことも含めて検討していると承知している。また、公務員の年功的な給与体系を職務、実績等を反映した給与に見直していくべきという指摘もあったが、今、公務員制度改革の論議がされているので、そうした方向で議論する必要がある、人事院の今年の勧告でも、そうした点を含める予定とも聞いており、さらに精力的に検討していかなければならないと思う。

また、一般職国家公務員以外の給与についても総務省とも相談しつつ、人事院勧告や人事院で検討されている給与体系の適正化などに準拠した形で対処しなければならない、国会職員についても国会において、適切に対応していかなければならないだろう。そのほか、特殊勤務手当などについての必要な見直し、地方公務員給与の問題点なども適正化を図っていく必要があるだろう。特に財務省から申し上げたいのは、国民に対するアカウンタビリティを考えると、地方公務員給与も、その手当の在り方なども含めて、情報公開が必要だろうということ。引き続き協議したい。

いずれにしても、地方財政の一層のスリム化は、財務省としてずっと主張してきたことであり、地方財政計画の適正化、透明化を進める上では、人権費の問題もさらに議論していかなければならない問題だということは承知している。

(竹中議員) 議論は尽きないが、基本は効率的で小さな政府を目指すという観点から、国と地方の公務員の人件費について、総額で何らかの削減努力が必要であり、また情報の公開も必要である、ということは共通認識だと思う。ただ、そのための具体的方策については、今後さらに議論を詰めていく必要があると思う。

今日は民間議員から幾つかの要望が出ているので、データ等の公表を総務省にもいろいろ御検討をいただきたいと思う。また、民間議員から提案があった点、例えば定員の純減目標、これはマクロの純減目標という話であったが、これの問題をどのように考えるのかという点、引き続きぜひ御検討をいただきたいと思うし、地方公務員の給与に民間の給与を適正に反映させるための方策等々について、引き続きこれは県議会等とも相談していると承知をしているので、総務省でぜひ御検討をお願いしたいと思う。

今日の議論として、本間議員から仕組みそのものが時代遅れなのではないかという、かなり本質的な問題が提起された。ぜひ、この機会に財政と経済の専門家である本間議員と吉川議員に今の制度そのものの問題点というのはどこにあるのか、例えばラスパイレズ指数1つをとっても、一体比較の対象は何がいいのか、地方の官民格差というよりも、比較の対象はどうあるべきだ、生産性のギャップをどう考えるべきなのか、人件費をどこまで含めるべきなのか、そういう問題点の整理を、これはぜひ総務省や、場合によっては人事院の皆さんとも御相談をしながら、整理をしていただくというのが、1つの方策だと思う。

(小泉議長) 麻生議員の出した資料の3ページを見ると、一般会計に占める総人件費は、昭和60年と同じ額である。

(麻生議員) そうです。

(小泉議長) 今も7兆8,000億円、一般会計の昭和60年が53兆、今82兆、人件費を相当削減していることは事実だ。

- (麻生議員)　そうです。だから、私も総理と全く同じ考えを持っているが、何となく民間議員の話を聞いていて、何も努力していないじゃないかというふうに聞こえるから、ちょっと待ってくださいと言ったが、いや、ちゃんと分かった上で言っているというお話だったから。
- (小泉議長)　20年前と比べて同額というのが、ちょっと……。
- (牛尾議員)　企業の場合は、加工外注（外注により人件費が減る代わりに加工費が増える）だけが増えるという現象が起こる。
- (小泉議長)　インフレとデフレの違いもあるだろう。
- (牛尾議員)　経費も増えている。全般の経費が増えているから、相対的に人件費が…。
- (本間議員)　総理、これは独法化とか、国立大学法人とかがあり、定義が全然違う。
- (小泉議長)　それもある。人事院のあり方、難しさはあるが、問題点を検討していただきたい。民間に準拠して国家公務員の給与を決めているが、民間との準拠は本当に東京と離島、地方でいいかどうか。そういう点も含めて、どういう問題点があるか、どうやったら改正できるかという点も含めて、勉強していただけないか。
- (麻生議員)　その際、本間議員、ぜひお願いしておかなければならないと思うのは、人口8万ぐらいのまちで比較対象の企業規模が200人なり、300人だとする。それでやると、300人規模の会社のある市とない市が出てくる。そうすると、隣の市は小さな企業しかないからガタンと下がる。隣の市はこんなに高くなっちゃうということになる。同じ県内だけど、隣の市でこんな違っちゃうことをどうやって説得するか、という話。これは私実際そういうところにいるから、これはなかなか難しいだろうなというのが、率直な実感。
- (本間議員)　地方の人事委員会はもちろんあるわけだが、国に準ずるということで非常にその影響が強くて出ていて、地域の実態が余りにも反映されていないので、そこをどういう形で段階的にでも反映させていくか。一挙にやったら、麻生議員がおっしゃるとおり、ガタンと落ちることは目に見えているので、そこら辺のところはしっかり勉強したいと思う。
- (麻生議員)　労働問題に関し、団体交渉を2回ぐらい付き合ったことあるが、給与が高い方から来るから、俺のところとお前のところは人口何万で何万でとあられるとそれは事実だから、その点だけを言うとやはりルールをきちんとつくり上げるところが大変だと思う。
- (本間議員)　国に準ずるということは、それは本当は決まっていない。それは歴史的な慣行の中で行われている。そこら辺の部分のところ、制度的な部分のところも含めて、しっかりと吉川議員と勉強させていただく。
- (竹中議員)　今日の議論は、事務ルートで人事院にもお伝えしておく。

○政策金融改革について

- (本間議員)　資料「政策金融機関の統廃合に向けて」を説明させていただく。
- 政策金融改革については、平成14年12月の経済財政諮問会議におけるとりまとめでは、平成17年度から19年度までをあるべき姿に移行するための準備期間とし、その上で、平成20年度以降、速やかに新体制に移行するとなっている。これを受け、政府は、経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるということ、平成14年12月に閣議決定したところである。その後、平成17年1月28日の衆議院予算委員会において、総理より「政策金融機関については、これから経済財政諮問会議で統廃合を議論する」旨の御答弁があり、それを受けて、今般有識者議員として、政策金融機関の統廃合に向けての今後の進め方に

ついて提案をさせていただく。

政策金融機関は、不良債権の集中処理期間である 16 年度末まで、ある意味では民間金融機関が頼りないから、政府の政策金融機関をきっちり活用しようということで議論を先送りしてきたわけだが、御承知のとおり、不良債権比率の着実な低下が見られ、民間金融機関の機能も回復強化されている。また、民間企業においても収益の増加が続き、資金繰りが大きく改善しているというのが実態である。その意味で、我が国の経済金融情勢は、危機的な状況から脱したという評価をしてもよいと考えている。

経済財政諮問会議が平成 14 年 12 月にとりまとめた「政策金融改革について」で既に指摘しているが、民間にできることは民間に委ねる、これを基本として、平成 17 年度から、政策金融機関の組織改革に関する検討を再開すべきであると考えている。

その際、具体的には以下のような検討の進め方であるべきだと考える。平成 20 年度からの新体制の移行のために十分な準備期間を確保するため、経済財政諮問会議において「あるべき姿の実現」に関する基本方針をとりまとめる。そして、必要に応じて、政策金融機関から経済財政諮問会議において意見を聞く。さらに、個別的・専門的な検討を要する部分もあろうかと思われるため、民間有識者の知見も活用するとともに、内閣府に政策金融機関 8 機関を改革するための準備室を設置する。そういう体制の整備が必要になってくると思う。

(麻生議員) 総理が就任された 4 年前からこの議論が始まったと思うが、当時一悶着あり、政調会長を務めていて大変苦労した記憶がある。政策金融機関の中で、総務省が担当しているのは公営企業金融公庫であるが、ここは御存知のように、他の金融機関と違って民間にお金を貸しているわけではない。全く違うところだ。簡単に言えば、政府保証をしているために、民間金融機関から借りる場合に比べて金利が安くなる。その安い金利でそのまま地方自治体に貸しているというわけなので、これ程うまくやっているシステムはないな、と私は正直そう思っている。したがって、国の財政負担を全く伴わないような仕組みになっている。民間金融との競合もない。そういった意味では、8 つのいろいろな機関があるが、ぜひその点は頭に入れておいていただきたい。このことについては知った上で言うておられるのだと思うが。

もう 1 つ。少し気になるところなのだが、仮に民営化する場合、給与を幾らにするのか。ぜひ頭に入れておいていただかなければならないが、ホームページで調べてみたところ、例えば国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の総裁・理事長の給料はいずれも全部横並びで月額 122 万 6,000 円、年間で約 2,300 万円であり、事務次官の給与より少し安いぐらいの水準である。こんなに安い給料の銀行の頭取を探すのはなかなか大変だろうと正直思う。お探しになる場合にはこのことをよく頭に入れておいていただかないとなかなか大変だろうと思う。

(中川議員) 今日は政策金融機関の議論のキックオフだと伺っている。経済産業省の所管する政策金融機関は、主に中小企業向けの金融あるいは保証をやっているが、前回の平成 14 年の議論の時は、金融事情が非常に厳しく、特に中小企業の事情が厳しい状態だったと聞いている。そういう意味では、全体としては経済がよくなってきているものの、諮問会議でも何回も申し上げているが、ミクロ的に見ると、地域あるいは業種、規模的に言えば当然中小企業は、まだまだ厳しい状況が続いているところもある。だから自動的に残せ、というつもりはなく、もう一捻りした言い方をさせていただくと、やはり官は民の補完であることが大前提である。私は常に、

政府系金融機関を所管している部局あるいは長に対して、官は民の補完であるべきであると言っている。私が民間銀行に在籍していたからというわけでは決してなく、そうであるべきだと考えている。したがって、役割として、官として官でなければできないコアの部分を中心に議論、整理していく必要があると思う。

そういう意味で今、大分よくなってきたと言っても、私の地元の北海道を含めていろいろなところでは、まだ民間金融機関は貸し渋りだとか、あるいは担保を要求し、それも土地では駄目で最後は無責任・無限保証を要求するような貸し方も存在しているという話を私自身はよく聞く。そういう意味で、ぜひ議論の透明性、公開性という意味からも、政府系金融機関の関係者、特に民間の関係者の方々の実情、実態を一度ヒアリングすることを作業として行うことを提案させていただきたい。

(谷垣議員) 要するに政策手段としての政策金融のあり方とか位置付けをきちんとやりながら組織論を考えていくということだと思う。資料の2.に「必要に応じて政策金融機関からの意見を聞く」とあるが、業務の見直し、金融手法の革新、政策金融の機能や位置付けというようなことをヒアリングしていただくことは大事だと思うが、それと同時に、関係大臣というか、主管大臣というか、その協力をとりつけることもまた極めて大事ではないかと思われるため、その辺を含めてどのように運んでいくかについてはまたよく御議論を賜りたい。

(福井議員) 2002年に経済財政諮問会議でまとめられた「政策金融改革について」という文章の背後には、やはり資金の流れを公的部門から民間部門へ変える、そのことによって市場メカニズムを活かした効率的な資源配分を実現し、それを通じて経済全体の生産性の向上や健全な発展に寄与することをねらいとするという思想があると思う。これは郵政の改革の基本思想と全く同じであり、そういう意味では、政策金融機関の改革は、郵政の改革と表裏一体のもの、整合性のとれたものにしなければいけないと思う。

もう1つはタイミングだが、中川議員が仰ったとおり、今はターニングポイントであり、まだまだ難しい問題を引きずりながらということだと思うが、大きく言えば、やはり4月のペイオフ全面解禁後は、民間金融機関が新しい展開を示してくるだろう。民間金融機関は、昔に帰るのではなく、新しい時代のニーズに応じた方法で事業展開をする備えをしていると思うし、その場合に、狭い意味の利益を上げるだけではなく、自らの企業の社会的責任もきちんと追求しながら事業展開をしていくという新しいビジネスモデルを確立していくことを我々は期待する。この場合に、政府系金融機関が補完的にどういう役割を果たすべきかということについて、この時点できちんと議論を始めて、民間金融機関と政府系金融機関が表裏一体となった姿を実現することが大事だし、民間金融機関にとっても、この場の議論が刺激的になるような議論を展開することが必要だと考えている。

(竹中議員) 今日は、民間議員から3つの点が問題提起をされているが、3つの点については、概ねその方向でということであろうと思う。その際、御注文があったのは、それぞれの機関の特殊性に考慮するという、やはり現場、実態のヒアリングをしっかりとやるということ、所管大臣の協力を得るということ、郵政はじめその他の改革と整合的にタイミングを逃さずやるということ、ではなかったかと思う。平成14年12月にとりまとめた方向に従い、しっかりとこれから議論をしていきたいと思う。

(小泉議長) 政策金融機関については、4年前の議論を私も覚えているが、基本理念は郵政と似ている。民間にできることは民間に。当時も「もう郵政の民営化なんて

終わった。公社まで。民営化の議論もしてはいけない。」と言われた。政策金融についても各省も猛反対であった。郵政民営化と同じで、一指も触れさせないと言われた。それで侃々諤々の議論をして、それでは経済財政諮問会議に諮問して議論するのはオーケーということでやってきた。これはこれから秋に向けて統廃合、民営化、民間委託、いろいろ議論していただきたい。今、議論していると、郵政もまだ民営化できないと思っている人が相当いるが、できた段階でやると景色ががらりと変わってくる。議論はしっかりしておいて欲しい。この夏までに民営化法案が上がると考え方も変わってくる。郵政民営化もできたじゃないか、この政策金融機関も改革できると。

(以 上)